

京大病院 リスクマネージャーのみなさま、こんにちは。
医療安全管理室では、そのときの社会のタイムリーな話題を紹介しながら、リスクや安全に関する用語をご紹介します。11月25日を含む1週間は医療安全週間です。厚生省は、医療関係者と2001年から「患者の安全を守るための医療関係者の共同行動（PSA：パシエント・セーフティ・アクション）」に取り組んでいます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuanzen2022.html

今回は、医療事故調査制度を取り上げます。2015年10月に医療法によって制度が施行され、7年が経過しました。啓発用の新しいデザインのポスターができたので、ご紹介します。



「医療事故調査制度」をご存じですか。

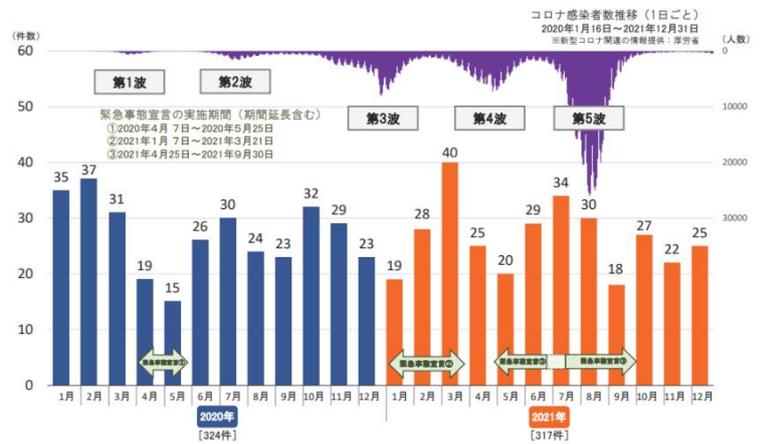
ご家族、大切な方のためにぜひ知っておください

医療が提供されている中で「予期せぬ死亡」が発生した時、原因を究明するために調査を行い、再発防止につなげ、安全な医療を目指します。

これまでのポスターは医療者の写真が使われていましたが、今回は、イラストになりました。患者さんも医療者も登場しています。

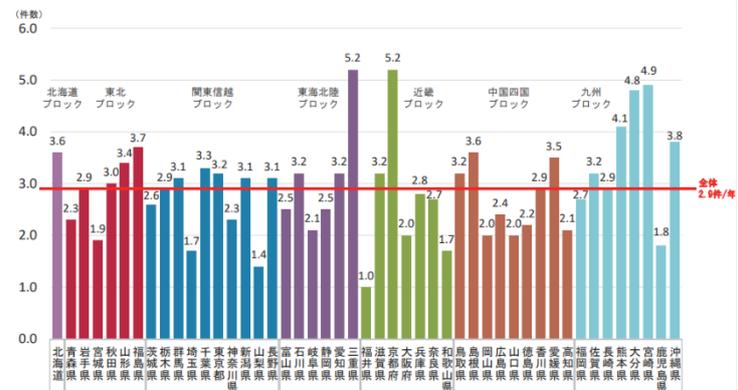
1. 報告数は、医療の実施数に比例する

2020～2021年にかけて報告数の波がありました。緊急事態宣言中は、手術が延期され、入院が抑制されるなど、医療を提供する機会が減りました。事故報告が減った背景にはそのようなことがあります。



2. 京都府医療事故調査支援団体の取り組み

人口当たりの報告数は都道府県によって差があります。各都道府県には、医療事故調査支援団体が設置されており、事故調査の支援を行っています。京都府では、これまで多くの事故調査を支援してきました。支援体制があると報告が増えるのかもしれませんが、本院は19件報告し、府内の医療機関に対して、多くの支援も提供してきました。



* 今回は、「医療事故調査制度」について、お伝えしました *